

令和 4 年度 汎用 CFD コード FLUENT の保守権の購入 調達仕様書

1. 調達案件の概要に関する事項

1.1 調達の背景

原子力規制庁では、原子力規制委員会設置法第四条(所掌事務)第十二項に定めるとおり、原子力利用における安全の確保を図ることを目的とした調査及び研究を行う。原子力安全規制に係る課題を解決し技術的知見を蓄積するための安全研究においては、実施の過程で必要な解析検討を原子力規制庁にて実施する場合があります、適切な解析ソフトウェアの調達を含む解析環境の整備が必要である。

1.2 調達の目的

原子力規制庁(以下「規制庁」という。)が実施する安全研究に係る解析検討において、原子炉格納容器等施設を対象とした熱流動解析評価を実施することを目的として、規制庁が買い取り、保有している汎用 CFD コード FLUENT(以下「FLUENT」という。)の使用権(以下「ソフトウェアライセンス」という。)について、令和 4 年度のソフトウェアライセンス保守権を調達する。

1.3 期待する効果

原子力規制庁が実施する安全研究に係る解析検討業務の高度化に資する。

1.4 業務の概要

FLUNET について、令和 4 年度の下記ソフトウェアライセンス契約を締結する。

- ANSYS CFD Premium Solver – TECS 4 ライセンス
- ANSYS CFD PrepPost – TECS 1 ライセンス
- ANSYS HPC Workgroup 32 – TECS 1 ライセンス
- ANSYS HPC Pack – TECS 3 ライセンス

本契約には、令和 4 年度のソフトウェアの技術的保守(更新ソフトウェアの提供並びに技術サポート)を含む。

1.5 保守期間

契約締結日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日

1.6 作業スケジュール

前項の契約期間による。

2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

2.1 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期

	調達案件名	調達の方式	実施時期	補足
1	令和4年度 汎用 CFD コード FLUENT の保守権の購入	随意契約	令和4年4月	
2	令和4年度衝撃解析コード AUTODYN の使用許諾権の購入	随意契約	令和4年4月	-
3	令和4年度燃焼解析コード FLACS の使用許諾権の購入	随意契約	令和4年4月	-

2.2 調達案件間の入札制限

なし。

3. 作業の実施内容に関する事項

3.1 作業の内容

(1) 受注者は、原子力規制委員会原子力規制庁に対し、1.4 に定める項目について令和4年度のソフトウェアライセンスを供与する。(2) 受注者は、これらのソフトウェアの技術的保守(更新ソフトウェアの提供並びに技術サポート)に係る供与を行う。

3.2 納入品目及び数量

	提出書類	提出部数	提出期限	備考
1	実施体制図	1	受注時	・メンテナンスサービスに係る体制
2	情報セキュリティ対策に係る計画書(実施方法及び管理体制)	1	受注後 1週間以内	・4.に定める要件定義書による ・メンテナンスサービスに係る情報セキュリティ

3.3 納入期限及び納入場所

- 納入期限: 契約日から1週間以内
- 納入場所: 原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ
シビアアクシデント研究部門
東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル 15F

4. 満たすべき要件に関する事項

「令和4年度 汎用 CFD コード FLUENT の保守権の購入/要件定義書」による。

5. 作業の実施体制・方法に関する事項

- ・発注者側: 原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ
シビアアクシデント研究部門
- ・受注者側: 本業務を統括する実施責任者の役職及び氏名を実施体制図に明示すること。

6. 作業の実施に当たっての遵守事項

受注者は、本仕様書に基づく業務の遂行に際して知り得たデータ、知見及び成果等を、規制庁

の許可無くして第三者に漏らしてはならない。

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。

7. 成果物の取扱いに関する事項

本事業はソフトウェアの開発を行うものではないことから、成果物の取扱いについては定めない。

8. 再委託に関する事項

本事業はソフトウェアの開発を行うものではないことから、再委託については定めない。

9. その他特記事項

なし。

以上